答 弁 第 四 四 号昭和五十六年六月十九日受領

内閣衆質九四第四四号

昭和五十六年六月十九日

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理

中 曾

根

康

弘

議 院 議 長 福 田 殿

衆

衆議院議員瀨長亀次郎君提出沖繩県北部の水源地帯における米軍演習に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

(質問の 四四四

衆 議 院 議 員 瀨 長 亀 次 八郎君提 出沖 ·繩県北· 部  $\mathcal{O}$ 水源 地帯 に おけ る 米軍 演習に関す る質問

に対する答弁書

一について

合衆国 軍隊が、 施 設 ・区域として提供されている北部訓 練場において、 その使用条件の範囲

内 で 各 種  $\mathcal{O}$ 訓 練を行うことは当然のことであ ッり、 り、 政 府としては、 それ . ら  $\mathcal{O}$ 訓 練 内 容  $\mathcal{O}$ 詳 細 を 逐

一把握する立場にはない。

L か L な がら、 特 に、 福 地 ダ ム  $\mathcal{O}$ 施 設 • 区 域 内  $\mathcal{O}$ 湖 面 を使 用 L た 訓 練 につ *\* \ て 米 側 に 照 숲 L

たところ、 昭 和 五. + 兀 年 以 前  $\mathcal{O}$ 記 録 は な *\* \ が、 昭 和 五. 十五 年に は 月 一 口  $\mathcal{O}$ 割 合でゴ ム・ ボ | |-

による訓練を行つたということである。

二について

四

L 尿 に 0 **,** \ て は、 簡 易 便 所 を 使 用 L て ド ラ  $\Delta$ か  $\lambda$ に 貯 留 油 で 燃 焼させ た後 地 中 に 埋 め、

ゴ ミに つ 1 て は 地 中 に 埋 め 7 1 ると 承 知 L 7 1 る。

な お 米 側 に 対 Ĺ て、 ょ り <u>ー</u> 層 清 潔  $\mathcal{O}$ 保 持 に 留意するよう注意を喚起した。

三について

合 衆 玉 軍 隊 は、 <u>ー</u>に つい てにお *(* \ て述べ た措置をとるなど、 汚染防 止 につい て 十分に 配 慮

7 訓 練 を 行 つてい ると 承 知 L 7 お り、 これ まで汚染に つ なが る よう な 訓 練 を 行 つたということ

は承知していない。

な お 同 軍 隊 は 訓 練  $\mathcal{O}$ 実 施 に 0 き 同 軍 隊 内 部  $\mathcal{O}$ 規 定 を 設 け て 7 ると承 知 L て 1 るが、 具体

的 に 1 か な る 規 定 を 設 け 7 **,** \ る か は、 同 軍 隊  $\mathcal{O}$ 内 部 間 題 で あ る。

四について

御 指 摘 0 兀 条件 は、 昭 和四 1十九 年、 日 米合同委員会にお いて合意されているものである。